

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構  
定 款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構と称し、英文では、Japan Anti-Doping Agency（略称 JADA）と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、スポーツの価値の保全及び向上のため、アンチ・ドーピング活動を推進し、全ての競技者が公正・公平な条件のもとに競技に取り組むことができる環境を整え、もってスポーツの振興及び健全な発展を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) アンチ・ドーピングに係る基本計画を策定すること。
- (2) アンチ・ドーピングに係る検査を実施すること。
- (3) アンチ・ドーピングに係る教育及び啓発を行うこと。
- (4) アンチ・ドーピングに係る調査及び研究をすること。
- (5) アンチ・ドーピングに係る情報の収集及び管理を行うこと。
- (6) アンチ・ドーピングに関する検査の指導及び支援を行うこと。
- (7) アンチ・ドーピングに係る諸事業の推進体制を整備すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項各号の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

### (機関の設置)

第5条 この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

### (公告)

第6条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 第3章 財産及び会計

#### (基本財産等)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とし、移行の認定日における基本財産は別表第1に掲げるものとする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産又は交付を受けた補助金その他の財産については、その半額を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等取扱規程によるものとする。

#### (事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 活動計算書
- (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 この法人は、前項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する

とともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の確定)

第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人法」という。）その他の法令の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとする場合であって、借入期間が1年を超えるものであるときは、理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数の議決を経なければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、評議員25名以上40名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第178条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する職員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の規定により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第16条 評議員に対して、各年度の総額が一人当たり1,800,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従つて算定した額を報酬として支給することができる。

## 第2節 評議員会

### (構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第19条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

### (招集権者)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 評議員は、会長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (招集の通知)

第21条 理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

### (議長)

第22条 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、評議員の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 会長は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(評議員会規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第5章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうちから、会長1名を置く。副会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、それぞれ理事のうちから選定することができる。

3 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により、前項の理事のうちから選定する。

(役員を選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長は、理事会において理事のうちから選定する。副会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事のうちから選定することができる。

3 理事のうち1人以上は、その就任の前10年間に、この法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者（以下「外部理事」という。）でなければならない。

4 監事のうち1人以上は、その就任の前10年間に、この法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者（以下「外部監事」という。）でなければならない。

5 各理事について、監事（監事が2人以上ある場合にあつては、各監事）と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は3親等内の親族である関係その他特別な利害関係をいう。）を有するものであつてはならない。

6 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

7 この法人の監事には、この法人の理事、評議員及び使用人が含まれてはならない。監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

8 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(特任理事)

第29条の2 前項の理事とは別に、この法人の円滑な運営のために、会長の指名により、特任理事を2名以内で置くことができる。

2 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決

権は有しない。

- 3 特任理事の職務権限、任期、報酬等に関する事項は、理事会が制定する「特任理事規程」の定めるところによる。

#### (理事の職務権限)

第30条 理事は、法令で定める職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

- (1) 会長は、この法人の業務を総理する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
  - (3) 理事長及び専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
  - (4) 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担執行する。
- 2 すべての代表理事が在任中に死亡し又は所在不明になったときは、理事会を開催して新たな代表理事を選定するものとする。この場合において、理事会を開催することができないときは、利害関係人は、裁判所に対し、一時代表理事の職務を行うべき者の選任を申し立てることができる。
  - 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の遂行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠により選任された役員任期は前任者の残存期間と同一とする。
- 4 役員は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第33条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任するこ

とができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第34条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。

- 2 前項の報酬等の支給の基準は、勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとし、事業報告において公表する。

#### (取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (責任の免除又は限定)

第36条 この法人は、役員的一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員等との間で、あらかじめ、理事会の決議によって、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

#### (顧問)

第37条 この法人に、名誉会長、顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会の決議を経て会長が任命する。
- 3 顧問は、学識経験者などから、理事会において任期を定めた上で選任する。

- 4 名誉会長、顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。
- 5 名誉会長、顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第2節 理事会

### (構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。それ以外の職務については、理事会運営規則で別に定める。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

### (開催)

第40条 通常理事会は、毎年定期的に、年2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法令に定める場合において、監事が必要と認めて会長に招集の請求をしたとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

### (招集)

第41条 理事会は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは会長以外の理事）が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日

以内に、請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(保有株式等に係る議決権行使の承認)

第46条 この法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を行使しようとする場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長その他一般法人法施行規則第62条において準用する第15条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、

出席した代表理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第48条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第6章 加盟団体

(加盟)

第49条 この法人に、加盟団体を置くことができる。

2 次に掲げる団体でこの法人の趣旨に賛同する団体は、この法人の理事会の同意を得て、加盟団体となることができる。

(1) アンチ・ドーピングに関する団体

(2) スポーツに関する団体

(脱退)

第50条 加盟団体が脱退しようとするときは、この法人の理事会の同意を得なければならない。

2 この法人は、加盟団体がこの法人の加盟団体として不相当と認められるときは、理事会の議決に基づき、脱退させることができる。

(加盟金及び年会費)

第51条 加盟団体は、この法人の理事会が別に定める加盟金及び年会費を納入しなければならない。

## 第7章 専門委員会

(専門委員会)

第52条 この法人に、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、理事会が諮問する専門分野に関する事項を審議する。

## 第8章 事務局

### (事務局)

第53条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員（以下「事務局職員」という。）を置く。
- 3 事務局は、この法人の事務を処理する。
- 4 事務局長は、局務を掌理する。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散

### (定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

### (解散)

第55条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第56条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益法人法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の処分等)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人法第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 雑則

### (議事録)

- 第58条 すべての会議（評議員会及び理事会を除く。）において、当該会議の議長は、議事録を作成しなければならない。
- 2 前項に定める議事録は、当該会議の議長及び出席者のうち2人以上が署名及び押印するものとする。
  - 3 事務局は、第1項に定める議事録を保存しなければならない。

### (法令の準拠)

- 第59条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

## 第11章 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事、最初の会長、及び最初の監事は、次のとおりとする。
  - (1) 最初の理事  
赤間高雄、浅川伸、河野一郎、鈴木秀典、田辺陽子、辻居幸一、山澤文裕
  - (2) 最初の代表理事たる会長及び専務理事  
会長 河野一郎、専務理事 浅川伸、
  - (3) 最初の業務執行理事  
河野一郎、浅川伸、
  - (4) 最初の監事  
荒川真司、岩崎仁弥
- 4 この定款は、2011年10月4日から改訂施行する。

- 5 この定款は、2012年6月22日から改訂施行する。
- 6 この定款は、2015年3月10日から改訂施行する。
- 7 この定款は、2016年6月23日から改訂施行する。
- 8 この定款は、2017年6月27日から改訂施行する。
- 9 この定款は、2019年11月15日から改定施行する。
- 10 この定款は、2022年6月24日から改定施行する。
- 11 この定款は2026年6月23日に改訂施行する。ただし、第9条の改訂については、その施行は2028年4月1日とし、それまでの間はなお従前の規定による。

別表第1 移行の登記日における基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産  
以外のもの)

(第7条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	三菱東京UFJ銀行 赤羽駅前支店 67,000 千円